条例第４号

和のまちをつくる太子町議会基本条例

未来の太子町へ

私たちのまち兵庫県太子町は、瀬戸内の穏やかな気候と豊かな自然に恵まれ、長い歴史と文化に支えられて栄えてきました。若々しくのびゆく町であると同時に、先人の努力と足跡に敬意を払い、その知恵は現在にも活かされています。聖徳太子が「十七条憲法」の中で謳った「和を以て貴しと為し」の精神は、「和のまち太子」の合言葉となって今もこの地に息づいています。私たちはそのような太子町を誇りに思います。

「和」を大切にするということには、自己と他者が人間性を尊重し合い、信念をもって議論を尽くし、調和を形成していくということが含まれています。議事機関である私たち議会にこそ必要な姿勢であり、議員相互のみならず住民と議会、町長や町職員と議会との関係性においても望まれる姿です。聖徳太子がそれぞれの条文の中で示した理念には今もその意義を失っていないものが多く、現代の議員としての役割や責務、行動にいかに反映させるかが問われているように思えてなりません。とりわけ私たちは、住民とともにあり、住民から信頼される議会であり続けたいと願っています。

もとより地方議会は、日本国憲法と地方自治法に基づく議事機関であって、地方公共団体の最高意思決定機関です。二元代表制の下、町長をはじめとする執行機関との緊張関係を保ちながら、住民の立場から町政を監視するとともに、政策を立案し提言することによって住民福祉の増進と町の発展に寄与する役割と責務があります。議会がその機能を全うするためには、住民の声を受け止め政策に反映させることに加え、町政の状況と課題について、議会には伝える努力が、住民にはそれを知ろうとする努力が求められます。私たちは、住民の皆さんが参画する議会を想い描き、この条例をつくり上げました。

「和のまち太子」の継承と新たな進展に向け、議会と議員の活動原則、住民と議会、町長その他の執行機関と議会との関係を明らかにするとともに、互いの信頼に基づき共創する議会を目指し、果たすべき使命を念頭に不断の議会改革に取り組むことを誓い、議会の最高規範としてこの条例を制定します。

太子町が、将来にわたって住民の幸福度が高いまちとして発展し続けることを願い、関わるすべての人々とともに私たちは歩み続けます。

（和を以て貴しと為す）

第１条　太子町議会は、和を重んじ、円滑かつ公正な議会運営のために、すべての議員が協調及び協力することを基調とします。

２　この条例は、町長とともに二元代表制の一翼を担う議会について、その役

割を明らかにし、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき住民の負託に応え、住民福祉の増進と公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とします。

（基本的な原則）

第２条　太子町議会と議員は、日本国憲法及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、その他の法令を遵守するとともに、町の基本方針並びに公共の利益を尊重し、住民福祉の増進に向け全力を尽くして職務を遂行します。

（議論の場を設ける）

第３条　太子町議会議員は、議会が議事機関であることを認識し、相互の尊重と信頼に基づいて責任ある自由な討議を行います。

２　議会は、次に掲げる原則に従い活動します。

⑴　適正な町政運営が行われているか、住民の立場に立って監視・評価をすること。

⑵　調査研究を行い、質の高い有益な政策提言を行うこと。

⑶　公平性及び透明性を確保し、住民に信頼される開かれた議会を目指すこと。

（誠実に責任を果たす）

第４条　太子町議会議員は、職務に対する責任を自覚し、住民の規範となるような言動を心掛けます。

２　議員は、住民の負託に的確に応え、住民生活の質的向上に寄与するよう努めます。

３　議員は、町政における課題並びに住民の多様な意見や意思の把握に努め、町政に反映できるよう努めます。

４　議員は、常に自らの資質向上に努めるとともに、住民から信頼されるよう行動します。

（多様な考えを認め寛容を示す）

第５条　太子町議会と議員は、他者との関係性において、自己と異なる意見や多様な価値観を尊重し、寛容かつ公平な態度を保持するものとします。

２　議員の服装については原則自由とします。ただし、公的行事や対外的な活動において、目的に即した適切な服装を求められる場合は、この限りではありません。

（まごころをもって職務を遂行し信頼を築く）

第６条　太子町議会議員は、住民との意見交換を行い、相互信頼の醸成に努めます。

２　議会は、次に掲げる原則に基づき、情報公開を推進し、説明責任を果たします。

⑴　原則として、すべての会議（本会議、委員会等）を公開します。

⑵　活発な広報及び広聴活動を通して、透明性のある議会運営を実現します。

⑶　情報発信においては、多様な手段を用いて、住民に伝達します。
⑷　住民への説明にあたっては、平易で分かりやすい表現を心掛けます。

（住民と共に創る）

第７条　太子町議会と議員は、住民参加を促進し、住民との協働を推進します。

２　議会は、年に１回以上の住民との意見交換会を開催し、その声を議会運営に反映させるよう努めるものとします。

３　議会は、住民による請願や陳情を政策提案と受け止め、その審査の際、提案者の意見を聴取する機会を設けるよう努めます。

４　議会は、住民からの声を受け付ける窓口として「議長への手紙」の制度を設けます。

５　議会は、住民に影響を及ぼす条例を議員発議により提案する際は、住民の意見を広く聴取する機会としてパブリックコメント等を実施します。

６　議会は、必要に応じて「議会サポーター」を募り、任命することができます。

（互いに尊重し礼を尽くす）

第８条　太子町議会と議員は、町長その他の執行機関（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保ちつつ、礼節を重んじた対応を行います。

２　議会は、議案等の審議及び審査において、町長等と対等な立場で、建設的な政策論議を行います。

３　議会は、本会議での一般質問は、論点を明確化するため、一問一答形式により行います。

４　議会は、町の重要政策について、次に掲げる事項の説明を町長等に求めることができます。

⑴　提案の背景及び必要性
⑵　提案に至るまでの経緯
⑶　総合計画との整合性
⑷　実施に要する費用及び財源の詳細
⑸　長期的な費用対効果の評価

５　町長等は、本会議又は委員会における議員の質疑等に対して内容の確認をする場合に限り、議長又は委員長の許可を得た上で反問することができます。

（勤勉に働き学び続ける）

第９条　太子町議会議員は、常に学び続ける姿勢を持ち、職務遂行に必要な知識及び技能の習得に努めます。

２　議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上並びに調査研究に資するため、議会図書室の適正な管理及び資料等の充実、並びに議員研修の実施及び充実に努めるものとします。

３　議会は、学識経験者その他専門的知見を有する者の助言を積極的に活用す

るものとします。

（公正を守り節度を保つ）

第10条　太子町議会議員は、公職にある者としての責務を深く認識し、高い倫理性を保持するとともに、議員としての品位を保ち、不正行為やハラスメントを容認しません。

２　議員は、別に定める太子町議会政治倫理条例（平成20年条例第13号）を遵守します。

３　議員は、特定の個人又は団体の利益に偏ることなく、住民福祉の増進と公正で民主的な町政の推進に寄与するよう努めます。

４　議員に係るハラスメントの防止等について、必要な事項は別に定めます。

（人材を活かし議会を活性化させる）

第11条　太子町議会は、議会活動に関わるすべての人を大切にし、議会全体の活性化及び機能強化に結び付けます。

２　議会は、政策形成及び政策立案の能力向上及び議会活動を円滑かつ効率的に進めるために、議会事務局の充実強化に努めます。

３　議長と町長は、議会事務局職員の人事に関して事前に協議を行うものとします。

４　議会は、議会活動を活性化するため、他の地方公共団体の議会、大学その他の機関との交流及び相互連携を図るよう努めます。

５　議会は、議会活動への住民の協力に感謝し、必要に応じて感謝状等により表彰を行うことができます。

６　議会は、主権者教育を推進し、次世代の議員候補者育成に努めるものとします。

（分別を持ち冷静に行動する）

第12条　太子町議会は、住民の生命及び生活に重大な影響を及ぼす災害等が発生した場合は、議会の機能を途切れることなく維持しつつ、住民並びに地域の状況を把握し必要な対応を町長等に要請します。

２　議会は、災害等の発生に備え太子町議会業務継続計画（ＢＣＰ）を策定します。

（驕（おご）りを避け行動を慎む）

第13条　太子町議会議員は、権力を濫用することなく謙虚な態度を保持し、議員相互、町長等及び住民との関係において、対等な立場で行動します。

２　太子町議会議員に対して、「先生」、「議員」又は役職名を付した呼称はしないことを原則とし、「さん付け」での呼称を推奨します。ただし、公式の場において、必要性が認められる場合はこの限りではありません。

（健康を維持する）

第14条　太子町議会議員は、自身の健康を適切に管理し、職務遂行に支障をきたさないよう努めます。

２　議員は、議会活動への影響を考慮し、毎年１回以上の健康診断を受診するものとし、議会は議員の受診状況を把握します。

（持続可能な議会を保持する）

第15条　太子町議会と議員は、この条例の理念に基づき、議会の維持と継続的な発展に努めます。

２　議会は、社会の変化や時代の要請に応じた在り方を追求し、自らの改革に不断に取り組むものとし、また、情報通信技術を活用した効率的かつ合理的な議会運営を推進します。

３　議会は、議員報酬について任期中に１回以上の検討を行い、必要があれば太子町行財政審議会の開催を町長に要請します。

４　議会は、議員定数について、任期中に１回以上の検討を行います。

（議会の確実な運営を図る）

第16条　議会は、議事機関としての機能確保と、より効果的な議会運営に必要な予算の確保に努め、町長に要求するものとします。

（議論を尽くし英知を集める）

第17条　太子町議会と議員は、独断に陥ることを避け、集合知を活かし議論を尽くして適切かつ妥当な結論を導くよう努力します。

２　この条例は議会における最高規範であって、議会に関する他の条例や規則等を制定又は改廃する場合においては、この条例との整合性を図らなければなりません。

３　議会は、この条例の理念を議員に浸透させるため、議員の任期開始後速やかに、この条例に関する研修を実施します。

４　議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて、任期中に１回以上の評価及び検証を行い、必要と認めた場合はこの条例の改正、その他の適切な措置を講じるものとします。

附　則

この条例は、令和７年４月３日から施行する。